

消費者庁長官 内田俊一殿

消費者委員会委員長 松本恒雄殿

JAS法における「玄米及び精米品質表示基準」についての意見

1. すべての米に単一銘柄米の「3点セット」表示を実施すること

米の農産物検査が廃止されるまでの間、未検査米にも、単一銘柄米の「3点セット」表示を実施すること。

2. 複数原料米（ブレンド米）を禁止し、単一銘柄米のみの流通とすること。

3. 平時においては、主食用米は整粒のみとし、くず米の混米を禁止すること

そのためにくず米の全国統一規格（篩い目〇ミリ以下）を定めること

なお、これに関連して農水省には以下を要請している

1. 米の農産物検査を廃止し、等級格付けを廃止すること

買い入れ時に輸入米規格と同等規格で合格、不合格で振り分けることを提案する。

平成21年11月

米の検査規格の見直しを求める会

米の検査規格の見直しを求める会<17賛同団体>

生き物共生農業を進める会・反農薬東京グループ・ネットワーク農縁・

食政策センター ビジョン21・提携米研究会・日本不耕起栽培普及会・主婦連合会・

日本消費者連盟・日本有機農業研究会・日本消費者連盟関西グループ・全日本農民組

合連合会・お米の勉強会・各務原ワークショップ・日本雁を保護する会・市民の大豆

食品勉強会・茨城アイガモ水田トラスト・

安全な食べものネットワーク オルター

連絡先：生きもの共生農業を進める会（今野）

〒010-0445 秋田県南秋田郡大潟村西3-2-8

電話：090-1066-8464/FAX：0185-45-3050

eMail：skonnno@ogata.or.jp

反農薬東京グループ

〒202-0021 東京都西東京市伏見2-2-28-B

電話/FAX：042-463-3027